

鳥取労働局発表
令和6年9月5日(木)

担
当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 中塚 隆
室長補佐 市村 英二
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金は10月5日から時間額957円に ～ 引上げ額57円～

1 鳥取労働局長(平川 雅浩)は、令和6年8月9日に鳥取地方最低賃金審議会(会長:佐藤 匡)から答申を受けた鳥取県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の鳥取県最低賃金(時間額900円)を57円引上げ、時間額957円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

これにより、鳥取県最低賃金は、令和6年10月5日から957円に引上げられることとなりました。

2 鳥取県最低賃金は、原則として、鳥取県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなど全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

3 今後、鳥取労働局においては、改正後の鳥取県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援を行ってまいります。

○ 賃金引上げに『業務改善助成金』『キャリアアップ助成金』(別添リーフレット)をご活用ください!

業務改善助成金のご案内

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

【担当】鳥取労働局 雇用環境・均等室(電話 0857-29-1701)

キャリアアップ助成金のご案内

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

【担当】鳥取労働局 職業安定部職業安定課(電話 0857-29-1707)



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3)
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索

